

生徒心得（私たちの約束）＝中学校＝令和８年度版

野母崎中学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、日常生活に必要なきまりを守り、規則正しく、楽しい学校生活を送ろう。

I 校内生活の心得（約束）

1 登下校に関すること

登下校は交通ルールを守り、決められた通学路を安全に歩く。

- (1) 登下校は、原則として標準服とする。ただし、部活動終了後は部活動での服装や学校指定のジャージでの下校を許可する。
- (2) 車道と歩道の区別ある道路は歩道を歩く。
道路の白線のあるところは、白線の内側を歩く。
- (3) 通学は徒歩またはバスを原則とする。自転車は使用できない。
事情があって自家用車で登校する場合は、地域センター前で下車し、テニスコート側の階段を通して登校する。
- (4) 樺島・脇岬・高浜・岬木場地区の生徒はバス通学が許可される。
- (5) 始業時刻は８：１０（８：０５までに入室）とし、下校は１６：４０とする。
登校する時間は７時２０分～８時とし、早く来すぎたり、遅くなったりしないようにする。
- (6) 下校時間を厳守し、用事のない人は戸締まりをして早く下校する。
- (7) 防犯ブザーを携帯し、安全面から１人で下校することがないようにする。

2 容儀に関すること

(1) 容疑

(服装など)

- ・靴下は白色、黒色、ワンポイントまでとし、くるぶしの上部３cmに満たない短いソックスは認めない。
- ・下履き・上履きともにかかとをふみつぶしてはいけない。ともに、かかとに記名すること。
- ・制服の下に着用するシャツの色は白とする。Ｔシャツで代用しても良いが、その場合は白無でワンポイント（５センチ四方以内）までとする。冬服の場合、防寒着としてヒートテック（黒）は認める。
- ・通学靴は白色または黒色のひも付きで、運動靴とする。（かかとに記名）

(制服)

- ・ズボンは規定のサイズを守り、ベルトできちんととめる。また、ベルトは黒、こげ茶、紺で幅５cm以内とする。布製ベルトは認めない。
- ・上着のすそを短くしたり、長くしたりしてはいけない。
- ・スカートのすそを長くしたり、短くしたりしてはいけない。ひざまづいて裾が完全につく程度の長さ。

(髪型など)

- ・学校生活、授業、体育、部活動などに支障をきたさない頭髮とする。
- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・パーマ・カール、そり込み、染色、脱色をしない。
- ・整髪料を使用しない。
- ・眉毛を剃ったり抜いたりして変形させない。
- ・肩にかかりだしたら必ず結ぶか、短く切る。
- ・結んだ場合は耳がかくれないようにする。
- ・結ぶ場合は、後方左右か後方一か所とし、ヘアーゴム（黒・紺・茶・灰色など）を使用する。
- ・ピン、リボン、カチューシャ、ヘアーバンド、バレッタ等の使用は禁止。

(防寒着・防寒具など)

- ・冬服の中着は次の通りとする。Ｖネック、丸首はどちらでもよい。色は紺、黒、茶、グレーなどの地味な色とし、裾や袖が出ないようにする。
- ・部活動でそろえて購入したウインドブレーカーなどは着用を認める。。
- ・タイツ・ストッキングを着用してもよいが、色は黒・ベージュとする。
- ・カイロは使用してもよいが、必ず各自で持ち帰り、校内ではポケットから出さない。
- ・手袋、マフラー（ネックウォーマー）は使用してもよい。コートは、使用を認める。いずれも、黒・紺・茶・グレー等の派手でない色の単一色を基本とする。

※手袋・コート・マフラーはできるだけ着用しなくても生活できるようにする。

また、手袋・コート・マフラーは登下校のみ許可する。（室内では着用しない）

(その他)

- ・制汗スプレー・制汗シートの使用は認めるが、無臭のものとする。
- ・日焼け止めクリームの使用は認めるが、無色、無臭のものとする。
- ・カバン等に落書きやシール貼り等はしない。キーホルダーは手のひらに入る大きさで各1個まで。

3 届け出や許可に関すること

次のような場合は、学級担任か学校の先生に必ず届け出て許可を受けること。

- (1) 欠席・早退・通院・遅刻（保護者から学級担任か学校へ午前8時00分までにテトルにて連絡する。）
- (2) 登校後の外出。放課後、用事や作業で学校に残る場合。（原則17時まで）
- (3) 保健室への出入りや薬品・器具の使用。
- (4) 特別室への出入りや教材・道具の使用。
- (5) 公共物・備品などの借用や破損。
- (6) その他特別な事情によるもの。

4 学習に関すること（含校内生活全般）

学習は自主的に能率よく行い、規律ある礼儀正しいものにしよう。

- (1) 始業5分前には登校し、静かに朝自習（読書）をする。
- (2) 始業の2分前には席につき、静かに授業の準備をしておく。
- (3) 学習の始めと終わりのあいさつを元気に正しくする。
- (4) 学習用具はきちんと用意し、貸し借りをしない。
- (5) 学校には不要なものを持って来ない。
- (6) 所持品には、すべて学年・（組）・番号・氏名をはっきり書く。
- (7) 廊下や階段は決められた通路を通り、はさみ歩き（走らない・騒がない・右側を歩く）を心がける。
- (8) 教室移動は早めに行い、他の教室に迷惑をかけない。
- (9) 上履き・外履き・体育館シューズの通行区分をきちんと守る。
- (10) 原則として、他学年の教室に入らない。
- (11) 授業は原則、制服で受けることとする。ただし、保体の授業があるときは指定された休み時間に更衣し、体操服・ジャージで受けてよいこととする。
※更衣をしてよい時間帯・・・3校時の前の休み時間、昼休み

5 校内美化に関すること

校内美化に心がけ、いつもすっきりした環境で生活しよう。

- (1) 清掃時には体育時の服装に着替え、協力して時間内に行う。
- (2) 公共物を大切に取り扱い、後始末もきちんとする。万一こわれた場合には、すぐに届ける。
※過失によって壊した場合は、原則として費用弁償となる。
- (3) 身のまわりの整理整頓に心がけ、進んで校舎内外の美化に努める。
- (4) ごみは必ず定められたところに捨てる。（燃やせるごみと燃やせないごみの分別をきちんとする。）

6 給食に関すること

食事のマナーを守り、全員で感謝して楽しく会食しよう。

- (1) 給食当番は、エプロン・帽子・マスクを着用し、配膳中は全員マスクを着用する。
- (2) 給食後の後始末は、決められた事項を守り、返却の時刻を守る。

7 集会に関すること

集会へは、制服で参加する。集会場への入退場や集会中は無言で行動する。

- (1) 体育館に入館する時は、入口で上履きを脱ぎ、整列場所で体育館シューズに履き替える。
- (2) 学級委員を先頭に出席番号順に廊下に整列し、移動する。
- (3) 学級毎に整列し、全員そろったら床に座って待機する。（学級委員は全員を座らせてから最後に着座）
- (4) 会が始まったら、姿勢を正しくして話す人に注目する。

Ⅱ バス利用の心得

1 バス利用に関すること

- (1) バスの利用者は、交通ルールを守り運転手の指示や注意には必ず従う。
- (2) バス停でバスを待つときは、道路に座り込んだり、暴れたり、走り回るなど通行人や他の人に迷惑になる行為や危険な行為は絶対にしない。

Ⅲ 校外生活の心得

1 校外生活に関すること

校外においても、中学生としての自覚を持ち、他人に迷惑をかけないようにする。

- (1) 帰宅時間（4月～9月：19時 10月～3月：18時）を守ること。
- (2) 家の人・近所の人等に進んで気持ちのよいあいさつをする。
- (3) 外出するときは、行き先・同伴者・目的・帰宅時刻を知らせ、家の方の許可を受けてから外出する。
- (4) 外出したら時間までに帰宅する。保護者不在の家へは上がらない。生徒同士の外泊は絶対にしない。
- (5) むやみに飲食店に入るのはつつしむ。
- (6) ゲームセンター等への生徒同士の出入りはしない。
- (7) スマートフォンなどの携帯端末については、ルールやマナーを守り、保護者の管理責任のもと使用を判断する。